

国民健康保険・後期高齢者医療

加入者の皆さんへ 収入がない方も申告をしてください



世帯の所得金額が基準額よりも少ないと、保険税・保険料が安くなる場合があります。
申告がないと該当するかどうかを判定できませんので、収入が0円でも忘れずに申告をしてください。

- ❖ 収入が少ない場合や、市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税・保険料が軽減されます。
※国民健康保険は、国保に加入していない世帯主の所得も含めて軽減などの判定をします。
- ❖ 入院したときの食事代が安くなったり、高額な医療費がかかったときの自己負担限度額が少なくなる制度もあります。入院などで「限度額適用認定証」を利用するためにも、申告が必要です。
■ただし、次の条件にあてはまる方は、申告の必要はありません。
 - ・16歳未満の国民健康保険加入者
 - ・被扶養者（扶養されている方）

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当（内線219・261）
後期高齢者医療担当（内線227・217）

かならず納期限内に納めましょう 「国民健康保険税第7期」「市県民税第4期」

納期限は 1月31日(木)です

国民健康保険税第7期の納期限について

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは困市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-1111（内線219・261）

市県民税第4期の納期限について

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは困税務グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

困税務グループ

☎52-1111（内線246・247）

※口座振替は（内線241・243・259）へ